

令和4年
第2回八雲町議会定例会
議題

開会 令和4年6月7日
閉会 令和4年6月 日

八雲町

令和4年第2回八雲町議会定例会議件一覧

区分	番号	件名	結果
議案	1	八雲町議會議員及び八雲町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	
議案	2	八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
議案	3	八雲町税条例等の一部を改正する条例	
議案	4	八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	
議案	5	八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例	
議案	6	八雲町介護保険条例の一部を改正する条例	
議案	7	工事請負契約の締結について	
議案	8	工事請負契約の締結について	
議案	9	八雲町公共下水道八雲下水浄化センター外の建設工事委託に関する協定の締結について	
議案	10	財産の取得について	
議案	11	財産の取得について	
議案	12	財産の取得について	
議案	13	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	
議案	14	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	
議案	15	北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更について	
議案	16	辺地に係る総合整備計画の策定及び変更について	

議案第 1 号

八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

八雲町議会議員及び八雲町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年八雲町条例第3号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第4条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場</p>	<p>（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第4条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場</p>

合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金
(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に支払う。

合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金
(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に支払う。

<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>900円</u>を超える場合には、<u>900円</u>)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に支払う。</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>918円</u>を超える場合には、<u>918円</u>)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に支払う。</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月7日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 2 号

八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年八雲町条例第28号）の一部を次のように改正する。

現行			改正後		
別表（第2条、第5条、第7条関係）			別表（第2条、第5条、第7条関係）		
区分	報酬の額	費用弁償の額	区分	報酬の額	費用弁償の額
略	略	略	略	略	略
投票所の投票管理者	" 12,800		投票所の投票管理者	日額 12,800 ただし、職務時間が7時間未満の場合 6,400	
期日前投票所の投票管理者	" 11,300		期日前投票所の投票管理者	" 11,300 ただし、職務時間が6時間未満の場合 5,650	
開票管理者	" 10,800		開票管理者	職務1回につき 10,800	
投票所の投票立会人	" 10,900		投票所の投票立会人	日額 10,900 ただし、立会時間が7時間未満の場合 5,450	
期日前投票所の投票立会人	" 9,600		期日前投票所の投票立会人	" 9,600 ただし、立会時間が6時間未満の場合 4,800	
略	略		略	略	

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月7日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 3 号

八雲町税条例等の一部を改正する条例

(八雲町税条例の一部改正)

第1条 八雲町税条例（平成17年八雲町条例第54号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(納税証明書の交付手数料) 第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付を請求する者は、手数料を納付しなければならない。	(納税証明書の交付手数料) 第18条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものに交付を含む。）を請求する者は、手数料を納付しなければならない。
2 略	2 略
(所得割の課税標準) 第33条 略 2及び3 略	(所得割の課税標準) 第33条 略 2及び3 略
<u>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u> <u>（1） 第36条の2第1項の規定による申告書</u> <u>（2） 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみ</u>	<u>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u>

なされる場合における当該確定申告書に限る。)

- 5 略
- 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係

- 5 略
- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎

る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の道民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 略

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの除去く。)若しくは法第314条の2第4項

となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 略

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定

に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により町長の定める様式による。

3～10 略

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に

する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものと除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を町長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、町長の定める様式による。

3～10 略

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に

経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 及び (3) 略
2～5 略

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納稅義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3) 及び (4) 略
2～5 略

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納稅義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するも

		のは、当該申告書の提出の際に経由すべき 所得税法第203条の6第1項に規定する公 的年金等の支払者（以下この条において 「公的年金等支払者」という。）から毎年 最初に公的年金等の支払を受ける日の前 日までに、施行規則で定めるところによ り、次に掲げる事項を記載した申告書を、 当該公的年金等支払者を経由して、町長に 提出しなければならない。
(1) 略		(1) 略
<u>(2)</u> 及び <u>(3)</u> 略		<u>(2)</u> 特定配偶者の氏名
2～5 略		<u>(3)</u> 及び <u>(4)</u> 略
(法人の町民税の申告納付) 第48条 略 2～8 略 9 法第321条の8第60項に規定する特定法 人である内国法人は、第1項の規定によ り、納税申告書により行うこととされてい る法人の町民税の申告については、同項の 規定にかかわらず、 <u>同条第60項</u> 及び施行規 則で定めるところにより、納税申告書に記 載すべきものとされている事項（次項及び 第11項において「申告書記載事項」とい う。）を、法第762条第1号に規定する地 方税関係手続用電子情報処理組織を使 用し、かつ、地方税共同機構（第11項にお いて「機構」という。）を経由して行う方法 により町長に提供することにより、行わな ければならない。 10～14 略 15 第12項前段の規定の適用を受けている 内国法人につき、法第321条の8第69項の 処分又は前項の届出書の提出があったとき は、これらの処分又は届出書の提出があ った日の翌日以後の第12項前段の期間内 に行う第9項の申告については、第12項前 段の規定は適用しない。ただし、当該内国 法人が、同日以後新たに同項前段の承認を 受けたときは、この限りでない。	(法人の町民税の申告納付) 第48条 略 2～8 略 9 法第321条の8第62項に規定する特定法 人である内国法人は、第1項の規定によ り、納税申告書により行うこととされてい る法人の町民税の申告については、同項の 規定にかかわらず、 <u>同条第62項</u> 及び施行規 則で定めるところにより、納税申告書に記 載すべきものとされている事項（次項及び 第11項において「申告書記載事項」とい う。）を、法第762条第1号に規定する地 方税関係手続用電子情報処理組織を使 用し、かつ、地方税共同機構（第11項にお いて「機構」という。）を経由して行う方法 により町長に提供することにより、行わな ければならない。 10～14 略 15 第12項前段の規定の適用を受けている 内国法人につき、法第321条の8第71項の 処分又は前項の届出書の提出があったとき は、これらの処分又は届出書の提出があ った日の翌日以後の第12項前段の期間内 に行う第9項の申告については、第12項前 段の規定は適用しない。ただし、当該内国 法人が、同日以後新たに同項前段の承認を 受けたときは、この限りでない。	

16 略

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、八雲町手数料徴収条例の定めによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、八雲町手数料徴収条例の定めによる。

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の町民税に限り、

16 略

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を町に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたもの)の手数料は、八雲町手数料徴収条例の定めによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたもの)の手数料は、八雲町手数料徴収条例の定めによる。

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、

所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第23項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第24項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第25項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第25項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

12 法附則第15条第27項第1号ニに規定す

所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第22項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第23項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第23項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第23項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第24項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

12 法附則第15条第26項第1号ニに規定す

る設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。	る設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
13 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。	13 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
14 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。	14 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
15 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。	15 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
16 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	16 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
17 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	17 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
18 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	18 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
19 法附則第15条第34項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。	19 法附則第15条第33項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	
第10条の3 略	第10条の3 略
2～8 略	2～8 略
9 法附則第15条の9第9項の <u>熱損失防止改修住宅</u> 又は同条第10項の <u>熱損失防止改修専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する <u>熱損失防止改修工事</u> が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。	9 法附則第15条の9第9項の <u>熱損失防止改修等住宅</u> 又は同条第10項の <u>熱損失防止改修等専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する <u>熱損失防止改修工事等</u> が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) <u>熱損失防止改修工事が完了した年月日</u>	(4) <u>熱損失防止改修工事等が完了した年月日</u>
(5) <u>熱損失防止改修工事に要した費用</u>	(5) <u>熱損失防止改修工事等に要した費</u>

	及び令附則第12条第31項に規定する補助金等	用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
(6)	<u>熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u>	<u>(6) 热损失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u>
10	略	略
11	法附則第15条の9の2第4項に規定する <u>特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する <u>熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</u>	法附則第15条の9の2第4項に規定する <u>特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u> について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する <u>热损失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</u>
(1)～(3)	略	略
(4)	<u>熱損失防止改修工事が完了した年月日</u>	<u>(4) 热损失防止改修工事等が完了した年月日</u>
(5)	<u>熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</u>	<u>(5) 热损失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</u>
(6)	<u>熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u>	<u>(6) 热损失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由</u>
12及び13	略	略
	(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)	(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)
第12条	宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用	宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用

を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。) に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 略

（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納稅義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、町民税の所得割の納稅義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納稅義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の

を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。) に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 略

（上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例）

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 略

2 及び3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 略

2 及び3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適當であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 略

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）

第20条の3 略

2及び3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（町民税の納税通知書が送達される時までに提出された後に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適當であると町長が認めるときは、この限りでない。

5 略

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）

第20条の3 略

2及び3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)」であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 略

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 八雲町税条例等の一部を改正する条例（令和3年八雲町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち八雲町税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（）の下に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第4項中「の規定中個人の町民税に関する部分」を「第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中八雲町税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第25条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中八雲町税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条八雲町税条例等の一部を改正する条

例（令和3年八雲町条例第16号）附則第2条第4項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

- (3) 第1条中八雲町税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定（「固定資産課税台帳」の下に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第73条の3第1項の改正規定（「事項の証明書」の下に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の八雲町税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(町民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の八雲町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の八雲町税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の八雲町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の八雲町税条例第73条の2第1項

(地方税法第382条の4に係る部分に限る。) の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の八雲町税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

令和4年6月7日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 4 号

八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

八雲町過疎地域持続的発展のための固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年八雲町条例第21号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(課税免除)</p> <p>第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第3項</u>の表の第1号の中欄又は<u>第45条第2項</u>の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法<u>第12条第3項</u>の表の第1号の下欄又は<u>第45条第2項</u>の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあっては、新設又は増設に限る。）をした者（町内において事業を営み、かつ、公害を防止するための適切な措置を講じている者で、町長が認めるものに限る。）について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第4項</u>の表の第1号の中欄又は<u>第45条第3項</u>の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法<u>第12条第4項</u>の表の第1号の下欄又は<u>第45条第3項</u>の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあっては、新設又は増設に限る。）をした者（町内において事業を営み、かつ、公害を防止するための適切な措置を講じている者で、町長が認めるものに限る。）について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該</p>

る。) に対して課する固定資産税の課税免除をする。

(1) 及び (2) 略

土地に限る。) に対して課する固定資産税の課税免除をする。

(1) 及び (2) 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月7日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 5 号

八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例

八雲町地域会館等条例（平成 18 年八雲町条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

現行		改正後	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
東野 1 区会館	略	東野 1 区会館	略
東野母と子の家	八雲町東野 469 番地 3	わらび野会館	略
わらび野会館	略	略	略
略	略		

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 6 号

八雲町介護保険条例の一部を改正する条例

八雲町介護保険条例（平成17年八雲町条例第89号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>11 令和2年2月1日から<u>令和4年3月31</u>日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第10条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1）及び（2） 略</p>	<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>11 令和2年2月1日から<u>令和5年3月31</u>日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第10条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>（1）及び（2） 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第11項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

令和4年6月7日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 7 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 の 種 類 出雲町D団地公営住宅新築工事（建築主体）
- 2 契 約 の 方 法 地域限定型一般競争入札
- 3 契 約 の 金 額 126,885,000 円
- 4 契 約 の 相 手 方 高橋・吉野・安藤特定建設工事共同企業体
代表者
二海郡八雲町住初町 117 番地
高橋組土建 株式会社
代表取締役 高 橋 米 子
- 5 工事代金の支払方法 契約の定めるところによる。
- 6 契約の締結の時期 令和4年6月中

令和4年6月7日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 8 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 の 種 類 八雲町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設回転円板
更新工事
- 2 契 約 の 方 法 地域限定型一般競争入札
- 3 契 約 の 金 額 64,900,000円
- 4 契 約 の 相 手 方 札幌市中央区北2条東2丁目1番17号
共和化工株式会社札幌支店
支店長 渡邊 康大
- 5 工事代金の支払方法 契約の定めるところによる。
- 6 契約の締結の時期 令和4年6月中

令和4年6月7日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 9 号

八雲町公共下水道八雲下水浄化センター外の建設工事委託に関する
協定の締結について

八雲町公共下水道八雲下水浄化センター外の建設工事委託に関する協定を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 委 託 工 事 八雲町公共下水道八雲下水浄化センター外建設工事
- 2 建 設 場 所 八雲町地内
- 3 委 託 金 額 690,000,000 円
- 4 委 託 期 間 自 令和 4 年度 至 令和 5 年度
- 5 委 託 者 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号
日本下水道事業団
代表者 理事長 森 岡 泰 裕
- 6 協定締結の時期 令和 4 年 6 月中

令和 4 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種別及び数量 除雪ドーザ（6t級） 1台
- 2 取得の方法 契約の定めるところによる
- 3 取得の金額 10,774,500円
- 4 取得の相手方 北広島市大曲工業団地1丁目6番地
コマツカスタマーサポート株式会社
北海道カンパニー
社長 山原茂樹

令和4年6月7日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 11 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種別及び数量 高規格救急自動車 1台
- 2 取得の方法 契約の定めるところによる
- 3 取得の金額 30,842,251円
- 4 取得の相手方 八雲町東雲町24番地27
函館トヨタ自動車株式会社 八雲店
店長 櫻庭 喜一郎

令和4年6月7日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 12 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種別及び数量 半自動式除細動器 一式
- 2 取得の方法 契約の定めるところによる
- 3 取得の金額 14, 245, 000 円
- 4 取得の相手方 八雲町相生町 105 番地 9
株式会社ムトウ八雲支店
支店長 青木 孝浩

令和 4 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 13 号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成 31 年 2 月 22 日市町村第 1877 号指令）の一部を次のように変更する。

別表第 1 上川総合振興局（30）の項中「(30)」を「(31)」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

別表第 2 の 9 の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第 14 号

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合規約（昭和 32 年 1 月 23 日 32 地第 175 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表上川管内の項中「富良野広域連合」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 15 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和 43 年 5 月 1 日地方第 722 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 16 号

辺地に係る総合整備計画の策定及び変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき、別紙のとおり上八雲辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定し、熊石相沿辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

策定 (計画期間 令和4年度から令和8年度まで)

(単位:千円)

辺地名 (辺地度 点数)	施設名	事業費	財 源 内 訳				
			国 庫 支 出 金	道 支 出 金	辺 地 債	そ の 他	一 般 財 源
上八雲 (188点)	道路 (上八雲1号橋長寿命化)	31,200	19,036		12,100		64
	道路 (トワルベツ2号橋長寿命化)	9,000	5,494		3,500		6
	道路 (建岩橋長寿命化)	9,000	5,494		3,500		6
	産業農道 (鉛川原野線整備)	57,870			57,600		270
	計	107,070	30,024		76,700		346

変更 (計画期間 令和2年度から令和6年度まで)

(単位:千円)

辺地名 (辺地度 点数)	施設名	事業費	財 源 内 訳				
			国 庫 支 出 金	道 支 出 金	辺 地 債	そ の 他	一 般 財 源
熊 石 相 沼 (171点)	経営近代化施設 (中山間地域総合整備)	12,150			12,100		50
	経営近代化施設 (農地耕作条件改善)	36,530	20,091	5,114	7,600		3,725
	消防施設 (耐震性貯水槽整備)	10,989	2,743		8,200		46
	消防施設 (消防格納庫整備)	34,801			34,700		101
	道路 (中の橋長寿命化)	82,425	50,773		31,600		52
	道路 (冷水橋長寿命化)	13,000	8,008		4,900		92
	集会施設 (地域会館新築)	214,060			213,900		160
	集会施設 (熊石総合センタ一整備)	(122,949)			(122,900)		(49)
	下水道 (熊石浄化センタ一整備)	330,800	239,900		74,300		16,600
	計	(857,704) 734,755	321,515	5,114	(510,200) 387,300		(20,875) 20,826

議案第 17 号

八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき策定した八雲町過疎地域持続的発展市町村計画（令和 3 年 9 月 15 日策定）を別紙のとおり変更する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

過疎地域持続的発展市町村計画【変更】

市町村名：八雲町

区分	頁 行数	変更前	変更後																																								
2 産業の振興	21 11	<p>②) その対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農林水産業振興の対策 ・豊かな森づくり推進事業（目標値：飼料60,000t） ・草地畜産基盤整備事業（目標値：剝離60,000t） ・バイオマス産業都市構想による循環型農業の推進（目標値：バイオガス発電施設5基） ・コンブ礁造成事業の推進（目標値：アルカリーフ450基） ・漁港整備事業の推進（目標値：けい留80m） ・サーモン養殖事業（目標値：種苗生産施設整備） ・ひやま地域サケ増殖事業 ・熊石地域水産試験場研究推進事業 	<p>(2) その対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農林水産業振興の対策 ・豊かな森づくり推進事業（目標値：剝離60,000t） ・草地畜産基盤整備事業（目標値：剝離60,000t） ・バイオガス発電施設5基） ・コンブ礁造成事業の推進（目標値：アルカリーフ450基） ・漁港整備事業の推進（目標値：けい留80m） ・サーモン養殖事業（目標値：種苗生産施設整備） ・ひやま地域サケ増殖事業 ・熊石地域水産試験場研究推進事業 ・サーモン種苗生産施設整備事業（目標値：種苗生産施設整備） 																																								
2 産業の振興	21 18	<p>②) 商工業・労働の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致の推進 ・事業承継及び創業支援の推進 ・地域雇用対策の推進 ・ふるさと応援寄附金の推進 ・大新スポーツ公園整備事業（目標値：多目的トイレの設置） 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>事業 主体</th> <th>監考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産施設</td> <td>研修牧場施設整備事業</td> <td>町</td> <td>生産施設</td> <td>研修牧場施設整備事業</td> </tr> <tr> <td>(5)企業誘致</td> <td>企業誘致の推進</td> <td>町</td> <td>(6)企業誘致</td> <td>企業誘致の推進</td> </tr> <tr> <td>(7)商業</td> <td>事業承継及び創業支援の推進</td> <td>町</td> <td>(7)商業</td> <td>事業承継及び創業支援の推進</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>地域雇用対策の推進</td> <td>町</td> <td>その他</td> <td>事業承継及び創業支援の推進</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ふるさと応援寄附金の推進</td> <td>町</td> <td></td> <td>地域雇用対策の推進</td> </tr> <tr> <td>(10)過疎地域持続的発展特別事業</td> <td></td> <td></td> <td>(9)星光又はレク リエーション</td> <td>大新スポーツ公園整備事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(10)過疎地域持続的発展特別事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	事業 主体	監考	生産施設	研修牧場施設整備事業	町	生産施設	研修牧場施設整備事業	(5)企業誘致	企業誘致の推進	町	(6)企業誘致	企業誘致の推進	(7)商業	事業承継及び創業支援の推進	町	(7)商業	事業承継及び創業支援の推進	その他	地域雇用対策の推進	町	その他	事業承継及び創業支援の推進		ふるさと応援寄附金の推進	町		地域雇用対策の推進	(10)過疎地域持続的発展特別事業			(9)星光又はレク リエーション	大新スポーツ公園整備事業				(10)過疎地域持続的発展特別事業	
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	事業 主体	監考																																							
生産施設	研修牧場施設整備事業	町	生産施設	研修牧場施設整備事業																																							
(5)企業誘致	企業誘致の推進	町	(6)企業誘致	企業誘致の推進																																							
(7)商業	事業承継及び創業支援の推進	町	(7)商業	事業承継及び創業支援の推進																																							
その他	地域雇用対策の推進	町	その他	事業承継及び創業支援の推進																																							
	ふるさと応援寄附金の推進	町		地域雇用対策の推進																																							
(10)過疎地域持続的発展特別事業			(9)星光又はレク リエーション	大新スポーツ公園整備事業																																							
			(10)過疎地域持続的発展特別事業																																								

4 交通施設の整備、 交通手段の確保	28 10	(2) その対策		(2) その対策	
		・路線バス等公共交通機関の確保 ・北海道新幹線新函館北斗・札幌間の早期整備促進 ・橋梁長寿命化修繕事業（目標値：橋梁18橋） ・除雪機械の充実 ・除雪機械の整備（目標値：除雪機械13台） ・農道・集落道整備事業（目標値：農道保全工 L=300m）	・路線バス等公共交通機関の確保 ・北海道新幹線新函館北斗・札幌間の早期整備促進 ・橋梁長寿命化修繕事業（目標値：橋梁18橋） ・除雪機械の充実 ・除雪機械の整備（目標値：除雪機械13台） ・農道・集落道整備事業（目標値：農道保全工 L=300m）	(1)市町村道 橋りょう その他 (2)農道 基幹農道整備事業 L=1,890m、法 面保護工4ヶ所 (5)鉄道施設 等	(1)市町村道 橋梁長寿命化修繕事業 除雪体制の充実 基幹農道整備事業 L=1,890m、 法面保護工4ヶ所 農道・集落道整備事業 等
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	28 31	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	事業主体
		(1)市町村 道 橋りょう その他 (2)農道 基幹農道整備事業 L=1,890m、法 面保護工4ヶ所 (5)鉄道施 設等	橋梁長寿命化修繕事業 除雪体制の充実 基幹農道整備事業 L=1,890m、法 面保護工4ヶ所 農道・集落道整備事業 等	町 町 道 道	町 町 道 道
5 生活環境の整備	31 23 24	(2) その対策	(2) その対策	(2) その対策	(2) その対策
		①上下水道の対策 ・未整備地区の計画的な整備促進（目標値：下水管渠112,356km） ・水洗化の普及促進（目標値：水洗化戸数93%） ・下水道整備計画区域外での浄化槽の設置促進（目標値：合併浄化槽210基） ・上水道事業（水道施設整備事業 管渠）（目標値：送配水管移設89.3m） ・上水道事業（水道施設整備事業 電気計装）（目標値：電気計装設備更 新）	①上下水道の対策 ・未整備地区の計画的な整備促進（目標値：下水管渠112,356km） ・水洗化の普及促進（目標値：水洗化戸数93%） ・下水道整備計画区域外での浄化槽の設置促進（目標値：合併浄化槽210基） ・上水道事業（水道施設整備事業 管渠）（目標値：送配水管移設89.3m） ・上水道事業（水道施設整備事業 電気計装）（目標値：電気計装設備更 新）		

事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	事業内容		事業 主体	備考
				事業名 (施設名)	事業内容		
10 公共下水道 (2)下水処理施設	公共下水道整備事業	町		(1)水道施設	上水道事業（水道施設整備事業 管渠）	町	
11 特定環境保全公共下水道整備事業 33 生活環境の整備 13	特定環境保全公共下水道整備事業	町		上水道事業（水道施設整備事業 重気計装）		町	
				(2)下水処理施設	公共下水道	公共下水道整備事業	町
				事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
				(7)過疎地域 特別事業		(7)過疎地域 持続的発展 特別事業	
33 生活環境の整備 43	危険施設撤 去	職員住宅解体事業	町	危険施設撤 去	職員住宅解体事業	町	
					町有建物解体事業	町	
				事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
				教職員住宅解体事業		教職員住宅解体事業	
34 生活環境の整備 31	熊石学校給食センター解体事業 地域会館解体事業 (8)その他	町		熊石学校給食センター解体事業		熊石学校給食センター解体事業	
				地域会館解体事業		地域会館解体事業	
				消防教急体制の充実強化		鮎川公衆トイレ解体事業	
						(8)その他	消防救急体制の充実強化

7 医師の確保	38	30	(2) その対策				(2) その対策
			・地域医療体制の充実	・地域医療体制の充実	・医療確保対策事業	・医療確保対策事業	
			・熊石国民健康保険病院建替事業	・熊石国民健康保険病院建替事業	・歯科診療所医療体制の充実	・歯科診療所医療体制の充実	
			・八雲総合病院東棟給湯管改修事業（目標値：給湯管の更新）	・八雲総合病院内保育所冷房設備整備事業（目標値：冷房設備）			
7 医師の確保	39	25	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	③集会施設・体育施設等の対策
			病院	八雲総合病院医療機器器具整備事業	町		・温水暖房施設整備事業（目標値：温水暖房施設整備）
				熊石国民健康保険病院医療機器器具整備事業	町		・東野地区地域会館整備事業（目標値：解体及び新築工事の実施）
				熊石国民健康保険病院建替事業	町		
				熊石国民健康保険病院レセプト電子計算処理システム整備事業	町		
				八雲総合病院電子カルテシステム等整備事業	町		
				八雲総合病院院内ネットワーク機器整備事業	町		
8 教育の振興	41	33	③体育施設の対策	・温水暖房施設整備事業（目標値：温水暖房施設整備）			

議案第 18 号

令和 4 年度八雲町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度八雲町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 303,667 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,750,406 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		1,116,936	147,347	1,264,283
	1 国庫負担金	713,750	14,750	728,500
	2 国庫補助金	397,625	132,597	530,222
16 道支出金		690,440	3,159	693,599
	2 道補助金	202,417	2,905	205,322
	3 委託金	61,879	254	62,133
19 繰入金		2,418,235	19,998	2,438,233
	1 基金繰入金	2,418,235	19,998	2,438,233
20 繰越金		10,000	44,263	54,263
	1 繰越金	10,000	44,263	54,263
22 町債		397,800	88,900	486,700
	1 町債	397,800	88,900	486,700
歳 入 合 計		14,446,739	303,667	14,750,406

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務費		2,586,255	21,129	2,607,384
	1 総務管理費	2,483,259	20,875	2,504,134
	4 選挙費	31,572	254	31,826
3 民生費		2,487,457	88,416	2,575,873
	1 社会福祉費	1,526,505	69,488	1,595,993
	2 児童福祉費	960,952	18,928	979,880
4 衛生費		2,488,233	33,048	2,521,281
	1 保健衛生費	1,915,175	33,048	1,948,223
6 農林水産業費		828,309	2,625	830,934
	1 農業費	163,553	900	164,453
	3 水産業費	497,325	1,725	499,050
7 商工費		330,438	26,029	356,467
	1 商工費	330,438	26,029	356,467
9 消防費		191,910	28,600	220,510
	1 消防費	191,910	28,600	220,510
10 教育費		661,144	101,020	762,164
	3 中学校費	121,661	101,020	222,681
13 諸支出金		17,027	2,800	19,827
	1 諸費	17,027	2,800	19,827
歳出合計		14,446,739	303,667	14,750,406

第2表

債務負担行為補正

(単位：千円)

事項	期間	限度額
町内事業者経営安定支援事業により 町内事業者が借入れした資金に対する 利子補給金	令和4年度から 償還完了の日まで	融資額に対する利率の うち4.0%以内
八雲中学校大規模改修事業	自 令和4年度 至 令和5年度	739,899

第3表

地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
耐震性貯水槽整備事業	21,700	証書借入又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率の見直し方式で借りる政府資金、日本政策金融公庫資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の条件による。 ただし、財政等の都合により据置期間又は償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
八雲中学校大規模改修事業	67,200			

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	千円 1,116,936	千円 147,347	千円 1,264,283
16 道支出金	690,440	3,159	693,599
19 繰入金	2,418,235	19,998	2,438,233
20 繰越金	10,000	44,263	54,263
22 町債	397,800	88,900	486,700
歳 入 合 計	14,446,739	303,667	14,750,406

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	千円 2,586,255	千円 21,129	千円 2,607,384
3 民生費	2,487,457	88,416	2,575,873
4 衛生費	2,488,233	33,048	2,521,281
6 農林水産業費	828,309	2,625	830,934
7 商工費	330,438	26,029	356,467
9 消防費	191,910	28,600	220,510
10 教育費	661,144	101,020	762,164
13 諸支出金	17,027	2,800	19,827
歳 出 合 計	14,446,739	303,667	14,750,406

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 254	千円 0	千円 0	千円 20,875
83,043	0	0	5,373
31,188	0	0	1,860
0	0	0	2,625
0	0	0	26,029
6,898	21,700	0	2
29,123	67,200	0	4,697
0	0	0	2,800
150,506	88,900	0	64,261

2 歳 入

15 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 衛生費国庫負担金	44,341	14,750	59,091
計	713,750	14,750	728,500

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	千円	千円	千円
2 民生費国庫補助金	35,408	80,943	116,351
3 衛生費国庫補助金	22,147	15,633	37,780
6 教育費国庫補助金	4,651	29,123	33,774
8 消防費国庫補助金	0	6,898	6,898
計	397,625	132,597	530,222

16 款 道支出金

2 項 道補助金

目	千円	千円	千円
2 民生費道補助金	67,919	2,100	70,019
3 衛生費道補助金	14,529	805	15,334
計	202,417	2,905	205,322

節		説明
区分	金額	
1 保健衛生費負担金	千円 14,750	千円 感染症予防事業費等負担金 14,750

1 社会福祉費補助金	千円 67,578	千円 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金 65,000 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務費補助金 2,578
2 児童福祉費補助金	13,365	子ども・子育て支援交付金 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 保育対策総合支援事業費補助金 保育所等整備交付金 認定こども園施設整備交付金 599 8,592 2,151 1,190 833
1 保健衛生費補助金	15,633	感染症予防事業補助金 新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金 1,285 14,348
2 中学校費補助金	29,123	中学校大規模改修事業交付金 29,123
1 消防費補助金	6,898	消防防災施設整備費補助金 6,898

1 社会福祉費補助金	千円 300	千円 重度心身障がい者医療システム改修事業費補助金 300
2 児童福祉費補助金	1,800	子ども・子育て支援交付金 保育対策総合支援事業費補助金 599 1,201
1 保健衛生費補助金	805	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 805

16款 道支出金

3項 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費委託金	55,225	254	55,479
計	61,879	254	62,133

19款 繰入金

1項 基金繰入金

	千円	千円	千円
	2,144,356	19,998	2,164,354
2 ふるさと応援基金繰入金	2,144,356	19,998	2,164,354
計	2,418,235	19,998	2,438,233

20款 繰越金

1項 繰越金

	千円	千円	千円
	10,000	44,263	54,263
1 繰越金	10,000	44,263	54,263
計	10,000	44,263	54,263

22款 町債

1項 町債

	千円	千円	千円
	33,600	21,700	55,300
6 消防債	33,600	21,700	55,300
7 教育債	4,900	67,200	72,100
計	397,800	88,900	486,700

節		説明
区分	金額	
4 選挙費委託金	千円 254	参議院議員選挙費委託金 千円 254

1 ふるさと応援基金 繰入金	千円 19,998	ふるさと応援基金繰入金 千円 19,998

1 前年度繰越金	千円 44,263	前年度繰越金 千円 44,263

1 消防施設整備事業 債	千円 21,700	耐震性貯水槽整備事業債 千円 21,700
3 中学校施設整備事 業債	67,200	八雲中学校大規模改修事業債 67,200

3 歳出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国道支出金	地 方 債	そ の 他			
12 地域振興対策費	千円 1,940,317	千円 877	千円 1,941,194	千円	千円	千円	千円 877		
17 避難民受入費	0	19,998	19,998				19,998		
計	2,483,259	20,875	2,504,134	0	0	0	20,875		

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	千円 877	地域会館修繕料	千円 877
1 報酬	3,834	会計年度任用職員相談員報酬	3,834
3 職員手当等	922	会計年度任用職員相談員手当	922
4 共済費	770	社会保険料	770
10 需用費	7,832	消耗品費 電気使用料 水道使用料 下水道使用料 庁用燃料費 建物修繕料 機械器具等修繕料	3,065 504 119 122 2,922 200 900
11 役務費	1,384	電話料 清掃業務手数料	884 500
12 委託料	283	消防設備点検業務委託料 受水槽清掃点検業務委託料	189 94
13 使用料及び賃借料	115	テレビ受信料	115
17 備品購入費	4,858	備品購入費	4,858

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 参議院議員選挙費	千円 20,074	千円 254	千円 20,328	千円 254	千円	千円	千円
計	31,572	254	31,826	254	0	0	0

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

2 障がい者福祉費	千円 627,608	千円 1,045	千円 628,653	千円 300	千円	千円	千円 745
6 シルバープラザ管理費	35,252	865	36,117				865
8 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費	0	67,578	67,578	67,578			
計	1,526,505	69,488	1,595,993	67,878	0	0	1,610

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

2 児童措置費	千円 782,363	千円 18,708	千円 801,071	千円 15,019	千円	千円	千円 3,689
---------	---------------	--------------	---------------	--------------	----	----	-------------

節		説	明
区分	金額		
10 需用費	千円 254	消耗品費	千円 254

12 委託料	千円 1,045	重度心身障がい者医療事務システム改修業務委託料	千円 1,045
10 需用費	865	機械器具等修繕料	865
10 需用費	71	消耗品費 印刷製本費	20 51
11 役務費	281	運搬料 口座振込手数料	198 83
12 委託料	2,226	システム改修業務委託料	2,226
19 扶助費	65,000	臨時特別給付金	65,000

10 需用費	千円 66	消耗品費 印刷製本費	千円 15 51
11 役務費	26	運搬料 口座振込手数料	16 10

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	
				特 定 財 源					
				国道支出金	地 方 債	そ の 他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
3 くまいし保育園費	19,743	220	19,963	146				74	
計	960,952	18,928	979,880	15,165	0	0	0	3,763	

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

2 予防費	千円 157,772	千円 33,048	千円 190,820	千円 31,188	千円	千円	千円 1,860
-------	---------------	--------------	---------------	--------------	----	----	-------------

節		説	明
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	千円 10,116	放課後児童健全育成事業補助金 一時預かり事業補助金 保育対策総合支援事業補助金 保育所等整備事業交付金 認定こども園施設整備事業交付金	千円 1,200 597 5,285 1,785 1,249
19 扶助費	8,500	子育て世帯生活支援特別給付金	8,500
17 備品購入費	220	庁用備品購入費	220

	千円		千円
1 報酬	1,968	会計年度任用職員事務員報酬	1,968
3 職員手当等	793	時間外勤務手当	793
4 共済費	220	社会保険料	220
8 旅費	209	予防接種健康被害調査委員費用弁償 会計年度任用職員事務員通勤旅費	87 122
10 需用費	1,728	消耗品費 印刷製本費 自動車燃料費	971 670 87
11 役務費	2,804	運搬料 電話料 各種手数料	1,485 341 978
12 委託料	22,721	風しん予防接種業務委託料 新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料 健康管理システム改修業務委託料 熊石地域バス添乗員業務委託料	2,211 17,858 2,393 259

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,915,175	33,048	1,948,223	31,188	0	0	1,860

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

3 農業振興費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 農業振興費	29,835	900	30,735				900
計	163,553	900	164,453	0	0	0	900

6 款 農林水産業費

3 項 水産業費

4 漁業構造改善事業費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 漁業構造改善事業費	387,494	1,725	389,219				1,725
計	497,325	1,725	499,050	0	0	0	1,725

7 款 商工費

1 項 商工費

2 商工振興費	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 商工振興費	200,728	26,029	226,757				26,029
計	330,438	26,029	356,467	0	0	0	26,029

節		説明	
区分	金額		
13 使用料及び賃借料	千円 1,503	電話機借上料 会場使用料 健康管理システム等借上料	千円 16 48 1,439
18 負担金補助及び交付金	1,102	予防接種健康被害救済措置負担金 医療従事者派遣事業交付金	296 806

18 負担金補助及び交付金	千円 900	農業研修者家賃助成金	千円 900

1 報酬	千円 881	会計年度任用職員作業員報酬	千円 881
10 需用費	732	消耗品費	732
13 使用料及び賃借料	112	養殖試験用傭船料	112

10 需用費	千円 44	消耗品費	千円 44
11 役務費	30	新聞折込手数料	30
18 負担金補助及び交付金	25,955	町内事業者経営安定支援事業補助金	25,955

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
3 消防施設費	千円 52,165	千円 28,600	千円 80,765	千円 6,898	千円 21,700		千円 2
計	191,910	28,600	220,510	6,898	21,700	0	2

10 款 教育費

3 項 中学校費

1 学校管理費	千円 94,225	千円 101,020	千円 195,245	千円 29,123	千円 67,200		千円 4,697
計	121,661	101,020	222,681	29,123	67,200	0	4,697

13 款 諸支出金

1 項 諸費

2 還付金及び返納金	千円 10,462	千円 2,800	千円 13,262	千円	千円	千円	千円 2,800
計	17,027	2,800	19,827	0	0	0	2,800

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	千円 28,600	耐震性貯水槽設置工事請負費 千円 28,600

12 委託料	千円 1,812	八雲中学校大規模改修工事監理業務委託料 千円 1,812
14 工事請負費	千円 99,208	八雲中学校大規模改修工事請負費 千円 99,208

22 償還金利子及び割引料	千円 2,800	新型コロナワクチン接種体制確保事業国庫補助金返還金 千円 2,800

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位:千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補 正 後	(278) 234	358, 987	855, 794	630, 178	1, 844, 959	522, 476	2, 367, 435	
補 正 前	(278) 234	352, 304	855, 794	628, 463	1, 836, 561	521, 486	2, 358, 047	
比 較		6, 683		1, 715	8, 398	990	9, 388	

(単位:千円)

職員手当等 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	管理職員 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当	休日勤務 手 当	地域手当	期末手当
	補正後	26, 646	33, 036	79, 385	15, 596	444	3, 825	25, 361		221, 654
補正前		26, 646	33, 036	78, 592	15, 596	444	3, 825	25, 361		221, 105
比 較				793						549
区 分	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当	宿 日 直 手 当	单身赴任 手 当	児童手当		合 計	
補正後	174, 318	22, 433	8, 994	2, 612	79		15, 795		630, 178	
補正前	173, 945	22, 433	8, 994	2, 612	79		15, 795		628, 463	
比 較	373								1, 715	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補 正 後	(12) 234		855, 794	560, 243	1, 416, 037	456, 607	1, 872, 644	
補 正 前	(12) 234		855, 794	559, 450	1, 415, 244	456, 607	1, 871, 851	
比 較				793	793		793	

(単位:千円)

職員手当等 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	管理職員 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当	休日勤務 手 当	地域手当	期末手当
	補正後	26, 646	33, 036	79, 385	15, 596	444	3, 825	25, 361		183, 622
補正前		26, 646	33, 036	78, 592	15, 596	444	3, 825	25, 361		183, 622
比 較				793						
区 分	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当	宿 日 直 手 当	单身赴任 手 当	児童手当		合 計	
補正後	144, 610	20, 238	8, 994	2, 612	79		15, 795		560, 243	
補正前	144, 610	20, 238	8, 994	2, 612	79		15, 795		559, 450	
比 較									793	

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(266)	358,987		69,935	428,922	65,869	494,791	
補正前	(266)	352,304		69,013	421,317	64,879	486,196	
比較		6,683		922	7,605	990	8,595	

(単位：千円)

職員手当等 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外勤務手当	管理職員手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	地域手当	期末手当
	補正後									38,032
	補正前									37,483
	比較									549
	区分	勤勉手当	寒冷地手当	通勤手当	特殊勤務手当	宿日直手当	単身赴任手当	児童手当		合計
	補正後	29,708	2,195							69,935
	補正前	29,335	2,195							69,013
	比較	373								922

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	6,683	その他の増減分	6,683 イ 会計年度任用職員 ・報酬	◎カラハ避難民受入事業に 係る会計年度任用職員 ・報酬3,834 ◎新型コロナウイルス接種事 業に係る会計年度任用職 員 ・報酬1,968 ◎熊石地域コン'養殖試験 事業に係る会計年度任用 職員 ・報酬881
職員手当等	1,715	その他の増減分	1,715 ア 会計年度任用職員 以外の職員 ・時間外勤 務手当	793 ◎新型コロナウイルス接種事 業に係る会計年度任用職 員 ・時間外勤務手当793
				イ 会計年度任用職員 ・期末手当 ・勤勉手当
共済費	990	その他の増減分	990 イ 会計年度任用職員 ・社会保険料	◎カラハ避難民受入事業に 係る会計年度任用職員 ・社会保険料770 ◎新型コロナウイルス接種事 業に係る会計年度任用職 員 ・社会保険料220

債務負担行為に係る補正に関する調書

1 公債費に準ずる債務負担行為

事項	期間	限度額	3年度末までの支出額(見込)	4年度支予定額	5年度以降の支出予定額			
					金額	国支出	道金	財源内訳
町内事業者経営安定支援事業により町内支援事業者が借入れした事業資金に対する利子補給金	令和4年度から償還完了の日まで	融資額に対する利率のうち4.0%以内						一般財源
	現況	自：令和4年度至：令和7年度	64,658		25,955	64,658		64,658

2 その他の債務負担行為

事項	期間	限度額	3年度末までの支出額(見込)	4年度支予定額	5年度以降の支出予定額			
					金額	国支出	道金	財源内訳
八雲中学校大規模改修事業	自：令和4年度至：令和5年度	739,899						一般財源
	現況	自：令和4年度至：令和5年度	739,899		739,899	221,324	498,500	20,075

地 方 債 補 正 に 関 す る 調 書

区 分	4 年 度 中 増 減 見 込 額			4年度末 現在高見込額	
	4 年 度 中 起 債 見 込 額				
	補正前の額	補 正 額	補正後の額		
1 普 通 債	7,300	0	7,300	3,165,622	
2 災 害 復 旧 債	0	0	0	15,872	
3 そ の 他	390,500	88,900	479,400	9,896,399	
(2) 過 疎 対 策	218,500	88,900	307,400	4,580,613	
合 計	397,800	88,900	486,700	13,077,893	

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 20 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損害賠償額の決定について

令和 2 年度未熟児養育医療費等国庫負担金の交付額確定に伴う超過交付分 181,077 円の返還にあたり、北海道における事務手続が大幅に遅延したことにより、発行日から納付期限日までが極めて短期間である納入告知書が送付された。当町が当該納入告知書を受理したのは令和 4 年 4 月 28 日で、納付期限は令和 4 年 5 月 5 日となっていた。

当町の支出手続上、最も早い支払日が納付期限を 3 日超過した令和 4 年 5 月 9 日となることから、返還金 181,077 円の支払遅延に対する損害賠償として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 19 条第 2 項に基づく延滞金を支払うため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

1 損害賠償の額 162 円

$$\text{※} 181,077 \text{ 円 (元金)} \times 10.95\% \text{ (延滞金利率)}$$

$$\times 3 \text{ 日 (延滞日数)} \div 365 \text{ 日} = 162 \text{ 円}$$

2 損害賠償の相手方 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道知事 鈴木 直道

報告第 2 号

令和 3 年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算
の繰越について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、
令和 3 年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、別紙の
とおり報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

令和3年度八雲町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入特定財源 調定額	調定済 未収入額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度システム改修事業	3,548	3,548		3,393	155
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	360,400	85,710	68,209	17,501	
	2 児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付金給付事業	2,002	2,002	2,002		
6 農林水産業費	1 農業費	草地畜産基盤整備事業	7,050	7,050		6,970	80
		研修牧場施設整備事業	96,740	96,740		96,740	
		中山間地域総合整備事業	39,540	39,540		38,905	635
	3 水産業費	海洋深層水機械棟海水送水ポンプ修繕事業	2,695	2,695			2,695
7 商工費	1 商工費	町内循環型商品券発行事業	236,460	236,460	166,807		69,653
合 計			748,435	473,745	237,018	163,509	73,218

